

飯館村 令和7年度 家庭ごみの収集カレンダー

お問い合わせ

○収集に関すること:

飯館村役場住民課住民係 TEL:(0244)42-1618

飯館クリアセンター TEL:(0244)42-1588

○ごみ袋の販売に関すること

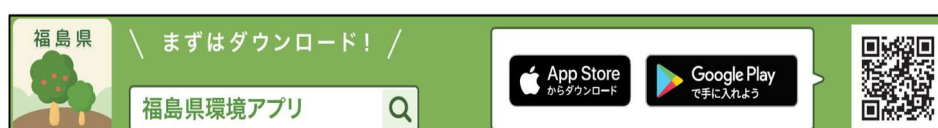
飯館村商工会 TEL:(0244)26-7957

※収集日等に変更がある場合は広報等によりお知らせします。

収集地区	燃えるごみの日			燃えないごみの日			資源ごみの日			紙類・段ボール等・ 白色トレイの日		
	毎週	月・金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
草野	毎週	月・金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
深谷	毎週	月・金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
伊丹沢	毎週	水	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
関沢	毎週	水	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
小宮	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
八木沢・芦原	毎週	金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
大倉	毎週	金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
佐須	毎週	月	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
宮内	毎週	金	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
飯樋町	毎週	月・金	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
前田・八和木	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
大久保・外内 (笠石住宅団地除く)	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
笠石住宅団地	毎週	月・金	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
上飯樋	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
比曾	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
長泥	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
蕨平	毎週	水	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
関根・松塚	毎週	水	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
白石	毎週	月・金	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日
前田	毎週	月	曜日	毎月第	1	火曜日	毎月第	1	木曜日	毎月第	2	火曜日
二枚橋・須萱	毎週	月	曜日	毎月第	3	火曜日	毎月第	3	木曜日	毎月第	4	火曜日

○ 新聞紙・雑誌・段ボール・白トレイの集積場所は各行政区1か所となっています。集積場所は行政区長にご確認ください。

福島県が配布している「福島県環境アプリ」をご活用ください。





家庭ごみの分け方・出し方



分別にご協力ください

村の家庭ごみについては、飯館クリアセンターで収集します。収集日については、裏面の表をご覧ください。

～ごみ出しのルール～

①正しく分別し、②指定のごみ袋に入れて、③決められた収集日の、

④朝8時まで、⑤指定の集積所に出しましょう。

※ルール違反のごみは、「違反ごみシール」を貼ってごみ集積所に残します。ごみ集積所の管理は、地域の皆さんで行っています。他の地域のごみ集積所には出さないでください。

もえるごみ(村指定の袋)⇒指定集積所

生ごみ、再生できない紙屑、天ぷら油、革製品、紙おむつ、ナイロン・ビニール・プラスチック類、ゴム類、衣類・布類等、庭木の剪定枝や除草した草、落ち葉等

- ・村指定のもえるごみ袋に必ず入れてください。
- ・資源ごみや燃えないごみが混ざっていないか確認してください。
- ・生ごみはできるだけ水分を取ってください。



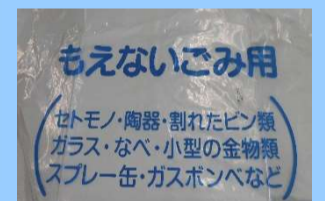
もえないごみ(村指定の袋)⇒指定集積所

瀬戸物等の食器類、刃物類、陶器の植木鉢、鍋・やかん等の金属製品、食用油類容器、ライター、割れた電球・ガラス類、乾電池

- ・資源ごみや燃えるごみが混ざっていないか確認してください。
- ・刃物や割れたガラス等の危険なものは、厚手の紙等に包んで危険と表示してください。

※カセットボンベ・スプレー缶の捨て方

①残存ガスが無くなるまで、中身を完全に使いきる。②穴をあけ指定の袋に入れる。



資源ごみ(市販の透明・半透明の袋)⇒指定集積所

①びん類:無色、茶色、その他(黒・青・緑等)に分けて、集積所に出してください。

- ・ラベルは剥がさなくてもかまいません。
- ・中を軽く水洗いしてください。



②ペットボトル:ラベルとふたを取ってください。

右のマークがペットボトルの分別の対象です。⇒
※卵ケースやウォーターサーバーのボトルが混ざっていることがあるのでご注意ください。



③空き缶

※①、②、③については、それぞれに分類して集積所に出してください。

紙類・段ボール、白色トレイ等

⇒行政区の定める集積所



紙類(新聞紙、段ボール、雑誌類)は紐でしばる等運びやすい形で行政区の定める集積場
所に出してください。

※白色トレイはきれいに洗浄して市販の透明・半透明の袋に入れて出してください。右のマークが分別の対象です。⇒



村で収集しないごみ(販売店またはメーカー、専門業者等にご相談ください。)

- ・リサイクル対象家電:テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
- ・ノートパソコン、デスクトップパソコン本体等
- ・事業(営業)活動により生ずるごみ
- ・農薬・薬物の容器、ガスボンベ等危険物
- ・農業用機械器具、農業用資材、建築廃材等



粗大ごみ

指定のごみ袋に入らない家具、布団、自転車等の粗大ごみは、集積所には出せません。

※粗大ごみの受入れ等につきましては、別途お知らせ版等でお知らせいたします。



村指定ごみ袋販売店

- ・(有)北原商店、(有)荒木屋、セブンイレブンいたて村の道の駅までい館